

ショートステイサービス一宮苑運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人児童愛護会が経営するショートステイサービス一宮苑(以下「事業所」という)が行う指定介護予防短期入所生活介護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、以って本事業が要支援の状態にある高齢者(以下、「要支援者」という)に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 管理者や従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、介護サービス及び機能訓練を提供し、利用者の心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう支援する。

2 利用者及び家族との連携を図るよう努めるとともに、事業の実施に当たっては関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 名称 ショートステイサービス一宮苑
- 2 所在地 千葉県長生郡一宮町一宮 389

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

(2) 医師 1名

医師は、利用者の診察、健康管理及び療養上の指導を行う。

(3) 生活相談員 1名以上

利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。

(4) 介護職員 看護職員と併せて入所者に対し3対1以上(常勤換算)

利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

(5) 看護職員 介護職員と併せて入所者に対し3対1以上(常勤換算)

利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。

(6) 栄養士または管理栄養士 1名以上

食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養管理指導を行う。

(7) 機能訓練指導員 1名以上

日常生活を営むのに必要な機能の改善及び、減退を防止する為の訓練を行う。

(8) 事務職員 1名以上

事務職員は、入所者、職員及び運営のための必要な事務を行う。

2 その他、必要がある場合はその他の従業者を置くことができる。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は短期入所生活介護事業を含め16人とする。
ただし、災害時等においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

(介護サービスの内容)

第6条 介護に当たっては、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

- 1 1週間に2回以上、適切な方法による入浴、又は清拭等を提供する。
- 2 心身の状況に応じた適切な方法により、排せつの自立に向けて必要な援助を行う。
- 3 利用期間が、4日以上の場合、事業者は利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「介護予防短期入所生活介護計画」を作成する。事業者はこの内容を利用者及びその家族に説明し、交付する。
- 4 褥瘡が発生しないような適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備する。
- 5 おむつを使用せざるを得ない利用者については、おむつを適切に交換する。
- 6 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 7 常時一人以上の介護職員を介護に従事させる。
- 8 利用者の負担による事業所の従業者以外のものによる介護は受けさせない。

(食事の提供)

第7条 食事の提供は、栄養、入所者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。

(相談及び援助)

第8条 入所者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(その他のサービスの提供)

第9条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクレーションや行事等を行う。

- 2 常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

(利用料その他の費用の額)

第10条 指定介護予防短期入所生活介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

1 通常の実施地域外の送迎に関する費用

2 滞在に要する費用(滞在費)

・光熱水費に相当する費用

日 額 840 円

3 食事に要する費用(食費)

・食材料費及び調理に係る費用

日 額 1,800 円

内訳:朝食 490 円
昼食 700 円(含おやつ代)
夕食 610 円

ただし、前号及び本号について、保険者より介護保険負担限度額認定証の交付を受け、施設に提示した場合には、提示した月の初日から当該認定証の滞在費の負担限度額及び食事の負担限度額とする。

4 理美容代

5 前各号に掲げるもののほか、日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められるもの。

4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

5 入所者は、契約書別紙に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとする。

(料金の変更)

第11条 前条第3項に定めるサービス利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとする。

2 前条第3項に定めるサービス利用料金(食事代の標準自己負担額を除く)については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は利用者に対して、変更を行う1ヶ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができる。

3 入所者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができる。

(身体拘束の制限)

第12条 従業者は、介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(衛生管理等)

第13条 従業者は設備等の衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品・医療用具の管理を適切に行い感染書運は節制あるいはまん延がないよう努める。

2 事業所は、指定短期入所生活介護事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3)事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

1 非常災害に備えて避難、救出その他必要な訓練等を行う。

(緊急時等における対応方法)

第15条 指定予防短期入所生活介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 指定予防短期入所生活介護等の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(居宅介護支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第17条 居宅介護支援事業者等に対して、要支援被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を供与しない。

(苦情処理)

第18条 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

2 提供するサービスに関して保険者からの文書の提出・提示の求め、又は保険者からの質問・照会があった場合はそれに応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。保険者からの指導又は助言を得た場合はそれに従い、必要な改善を行う。

3 サービスに関する利用者からの苦情に関して、千葉県国民建国保険団体連合会の調査に協力すると共に、千葉県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合はそれに従い必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第19条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。

2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償も速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1)虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2)虐待防止のための指針の整備

(3)虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画の策定等)

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するため

の、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画(以下「事業継続計画」という。)を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会)

第22条 事業所は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るために、当該施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催するものとする。

(人員の兼務・設備の共用)

第23条 当事業所の人員は介護予防短期入所事業との兼務とし、設備に関しても共用とする。

(勤務体制の確保等)

第24条 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定める。

2 サービスの提供は、事業所の職員によって実施する。但し、サービス提供にあたって、利用者との直接の係わりが無い業務についてはこの限りではない。

3 職員の資質向上のための研修の機会を設ける。

(通常の送迎の実施地域)

第25条 通常の送迎の実施地域は茂原市、長生郡の区域とする。

(その他)

第26条 事業所は、全ての短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1)採用時研修 採用後1ヵ月以内

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程を改正、廃止するときは事業所の承認を得るものとする。

附則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成19年12月22日一部改正、同日より適用する。
- 3 平成23年10月12日一部改正、同日より適用する。
- 4 平成27年4月1日一部改正、同日より適用する。
- 5 平成27年8月1日一部改正、同日より適用する。
- 6 平成30年4月1日一部改正、同日より適用する。
- 7 令和3年4月1日一部改正、同日より適用する。
- 8 令和6年4月1日一部改正、同日より適用する。